

二室二課を増設

市役所機構を拡張



湯川の中洲では失對事業の一つとして、道路に敷く砂利の採取に四十名程の夫夫たちがスコップを持ち、モッコをかついで働いている。

若松市市政だより

発行所 福島県会津若松市栄町
会津若松市役所 小林藤作
編集兼発行人 小林藤作
定価 5.00

2月号

人口動態
(2月1日現在)

世帯数	19,135(+)	2)
人口	98,086(+)	60)
現在男	46,926(+)	11)
現在女	51,160(+)	51)

(1月中)

出生	173	死亡	111
転入	252	転出	254
結婚	67	離婚	8

市議会臨時会

臨時市議会招集 1月30日

建設計画の企画に
調査室 市の建設計画は、産業或は文化都市としての新規模を打ち出すべく計画を進めておられますが、そのためには、企画調査の事務機構の強化を必要とされるので、企画性を備えた調査室を新設することになりました。

収入役室 出納事務を専任する収入役が、今までの財務課長を兼務し、税の賦課徴収事務等まで担当し、業務を極めて非能率的であったため、兼務制度を解き、今

管理課 市の財政、全市民に亘り実施される国民健康保険事務を担うため、この一課を設けられます。

保険課 四月一日を期して、全市民に亘り実施される国民健康保険事務を担うため、この一課を設けられます。

収入役に 大内功氏選任

一月三十日の議会において

春がそこまで

遠くの嶺々はまだ冬の装いにとざされて、二月の中ばをすぎれば、さやが雪国会津にも、春のけはいがひしひしとせまってくる。

湯川の中洲では失對事業の一つとして、道路に敷く砂利の採取に四十名程の夫夫たちがスコップを持ち、モッコをかついで働いている。

一步一歩わたる橋板からくる弾力、がらりとモッコからあける玉石の乾いた音、もう春はそこまで来ている。

本庁機構

- 調査室(新設) 市の総合企画調査並びに開発に関すること
- 市広報及び公聴並びに市民組織に関すること
- 諸統計に関すること
- 市長秘書に関すること
- 収入役室(新設) 金銭、物品の出納保管に関すること
- 決算に関すること
- 市金庫に関すること
- 総務課 市政の総合調整に関すること
- 職員に関すること
- 予算に関すること
- 文書に関すること
- 支所、出張所に関すること
- 管理課(新設) 車輛に関すること
- 他の主管に属さないこと
- 市民課 戸籍及び住民登録に関すること
- 主計課 主計に関すること
- 主計課に属するもの
- 外人登録に関すること
- 市営葬儀に関すること
- 衛生課(旧保健衛生課) 保健予防に関すること
- 環境衛生に関すること
- 国民健康保険に関すること
- 国民健康保険施設に関すること
- 水道事業所(旧水道課) 水道事業に関すること
- 地代家賃に関すること
- 索道事業所(旧索道事務)
- 大内 功氏 議会建設委員会の委員長であった四家豊治氏が副委員長に昇格されたため、同委員 佐藤 義雄氏 議員を兼任、その後任委員(一月三十日同意)長として五十嵐豊作氏が選任されました。
- 大内 功氏 議会建設委員会の委員長であった四家豊治氏が副委員長に昇格されたため、同委員 佐藤 義雄氏 議員を兼任、その後任委員(一月三十日同意)長として五十嵐豊作氏が選任されました。

改正された役所の機構

- 支所・出張所 機構
- 大戸支所 庶務に関すること
- 出納に関すること
- 税務に関すること
- 出納に関すること
- 統計に関すること
- 農務に関すること
- 戸籍及び住民登録に関すること
- 国民健康保険に関すること
- 町北・一箕・高野・神指 庶務に関すること
- 門田・東山出張所 庶務に関すること
- 大戸小学校 三月五日
- 東山小学校 三月六日

ハードボールド工場誘致議決

産業都市発展と全会津林業光栄を期する希望として、電化産業資源開発に資する、ハードボールド工場誘致を継続して、ハードボールド工場誘致について、参りましたが、ローカル線ゼル機関車の配置方を、陳情するに議決されました。

工場用地を斡旋提供する議案から見て容易ならざる事だ。

建設案

磐越西線に ディーゼル機関車

議会で関係筋に陳情 一箕、高野、神指、門田、東山 磐越西線の電化は、特にの六ヶ支所が出張所に改め

来年三月末が時効

戦傷病者年金及び一時金、遺族年金及び弔慰金等 援護法の請求は、昭和三十一年三月三十一日限りで時効となり、御来所の上おたずねは、それ以前に洩れなく請求

本庁と市民を直結

本庁に 支所は出張所に 近い

今回の市役所の事務機構改正で、大戸支所を除く、近い地域に在る町北、門田、東山出張所に、事務が直結され、事務の即決と能率化が図られます。

援護法の請求

戦傷病者年金及び一時金、遺族年金及び弔慰金等 援護法の請求は、昭和三十一年三月三十一日限りで時効となり、御来所の上おたずねは、それ以前に洩れなく請求

体検査が!

もうすぐ身 体検査が!

ことしの四月に新しく小

引揚者の給付金

引揚者の給付金の請求に ついては、まだ期間的余裕はありますが、今日までに提出されたのは、

受付件数 六二五件
県に達達 六〇一件
給付決定 二四三件

不備返戻 三七件
七八件

であり、なお三七〇件の未請求者があることになり、折角の政府の厚意を無にしないうちに、なるべく早く提出されたいと希望します。

市長の内申により、順位の決められることになり、手続については、市福祉事務所にお問合せ下さい。

市民相談の係

市民相談の係 二月十二日までに、区長さんを通じて町内の意見を伺いましたが、未提出の町内は、お早め願います。個人でも結構です。苦情、要望、相談、意見等をたくさんお待ち申上げておきます。

固定資産課税台帳縦覧

期 間	場 所
3月1日～3月20日	市財務課及び各支所

毎 日 午 前 8 時 30 分 止 まで
土 曜 日 休 日 休 止
毎 日 午 前 8 時 30 分 止 まで

市財務課及び各支所

期 間 3月1日～3月20日

場 所 市財務課及び各支所

毎 日 午 前 8 時 30 分 止 まで

土 曜 日 休 日 休 止

毎 日 午 前 8 時 30 分 止 まで

